

八街市協働のまちづくり推進委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八街市協働のまちづくり推進委員会設置規則（平成29年規則第32号。以下「規則」という。）第6条本文の規定による、八街市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に際し、傍聴に関する必要事項を定めるものとする。

(傍聴人の範囲)

第2条 何人も会議を傍聴することができる。

(傍聴人の定員)

第3条 委員会は、会場の都合により、傍聴人の定員を定めることができる。

(先着手順等による傍聴人の決定)

第4条 委員会は、傍聴しようとする者の数が傍聴定員を超えた場合、先着順により傍聴人を決定する。ただし、先着順によりがたい場合は、抽選により決定することができる。

(傍聴の手続)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、委員会が定める場所において住所及び氏名を傍聴申込用紙に記入のうえ、委員会の庶務担当職員へ提出しなければならない。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、たれ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 拡声器その他音声を発する機器類等を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認める者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話は電源を切り、又はマナーモードとし、使用しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音)

第8条 傍聴人は、会議を撮影及び録音してはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて委員会の庶務担当職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。